

第24次東京都消費生活対策審議会

第4回検討部会・

第3回東京都消費者教育推進協議会

合同部会

平成28年10月19日（水）

都庁第一本庁舎16階 特別会議室S6

午後 1 時 3 0 分開会

○野澤部会長 それでは時間になりましたので、東京都消費生活対策審議会第 4 回検討部会及び第 3 回東京都消費者教育推進協議会の合同部会を開催いたします。

初めに、事務局から定足数の報告と配付資料の確認をお願いいたします。

○企画調整課長 企画調整課長の赤羽でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

まず、本日の出席状況でございますが、部会ごとに御報告させていただきます。

検討部会は 6 名の委員で構成されておりまして、委員全員に御出席いただいております。

また、消費者教育推進協議会につきましては委員 6 名、専門員 3 名で構成されておりまして、本日は委員全員に御出席いただいております。

いずれの部会につきましても、東京都消費生活対策審議会運営要綱第 8 に定めます、委員の半数以上の出席という定足数に達しております。

また、本日は後藤会長にも御出席をいただいているところでございます。

なお、この部会は東京都消費生活対策審議会運営要綱第 11 により公開とさせていただきます。議事録につきましても公開する予定でございますので御了承いただければと思います。

また、議事録についてのお願いでございますが、これまで委員に全文を送付して内容を御確認いただいた上で公開しておりますが、迅速な情報公開を推進するため、今後は各委員の発言の前後を含めた抜粋版で送付させていただきます。ご確認をお願いいたします。これにより、公開までの期間短縮を図っていきたく考えておりますので、あわせて御協力をお願いいたします。

次に、本日お配りしております資料の確認をさせていただきます。

資料 1 が、検討部会委員名簿でございます。

資料 2 が、協議会の委員名簿でございます。

資料 3 が、検討部会幹事・書記名簿となっております。

資料 4 が、協議会の幹事・書記名簿でございます。

資料 5 が中間のまとめ（案）でございます。これに、石戸谷委員から御提供がありました資料を添付しております。

その他、参考資料といたしまして A 4 版、青色のフラットファイル。

また、参考資料②から⑥をとじ込みました A 4 版、黄色のフラットファイル。

それから、「東京都消費生活基本計画」の冊子、「東京都消費者教育推進計画」の冊子を

机上にお配りしております。

不足している資料がございましたら、どうぞお知らせいただければと思います。

以上でございます。

○野澤部会長 それでは、早速審議に入りたいと思います。

本日の議題は、答申の中間まとめ案の検討となっております。これまでの議論を踏まえ、事務局から中間のまとめの原案が示されましたので、その内容について議論していきたいと思っております。

全体を一度に審議していくのはなかなか難しいところもありますので、計画の基本的な考え方や基本認識といった第1章、第2章ですね。それと、計画の中心となる第3章以降に分けて審議を進めていきたいと考えています。第3章以降は、政策の柱ごとに意見交換をしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

では、まず初めに事務局から第1章と第2章について説明をお願いいたします。

○企画調整課長 それでは、御説明させていただきます。資料5の中間のまとめ案をごらんください。

おめくりいただきますと目次になっておりまして、「はじめに」と第1章から第5章という構成になっております。

もう1ページおめくりください。「第1章 計画の基本的な考え方」でございます。

ここで記載してございますのは、まず1番目といたしまして「計画改定までの経緯」ということで、東京都の動き、国の動き、また消費者教育推進法が制定された、そのような動きを記載してございます。

2が「計画の性格」でございまして、この計画が東京都の消費者行政を計画的、総合的に推進していくための基本指針とすべきということを記載しております。

3番の「計画の位置付け」でございます。こちらは根拠条例及び根拠法を記載しておりまして、基本計画と教育の推進計画を一体的に策定すべきであるということを論述しております。

4の「計画期間」では、これは改定でございますので、現行計画から引き続くということで、平成30年から34年までの5年間の計画ということでございます。

5の「計画の実効性の確保」ということでは、毎年度当初に審議会に御報告をし、事業実績を確認・評価して、審議会から都に意見を述べるということを確保しております。

続きまして、3ページの「第2章 消費生活の現状に対する基本認識」でございます。

1 番は、「消費生活相談の状況」でございます。これらの総会、部会ですでに御説明したところは説明を割愛させていただきます。

まず「(1) 相談件数の推移」を記載しております、相談総件数、高齢者の相談の割合等を記載しております。

(2) の「販売購入形態別相談件数」では、高齢者、若者など、年代により特徴がございますことをこの販売購入形態でお示ししたものでございます。

おめくりいただきまして、「(3) 架空・不当請求に関する相談」、「(4) 危害・危険に関する相談」は、それぞれ相談の推移等を記載しております。

5 ページの「消費者を取り巻く環境の変化」では、こちらも総会、部会で御議論いただいた内容につきまして、グラフとともに記載したものでございます。(1) 「は高齢化の進展」の状況、(2) が「人口構造の変化」を記述しております、(3) が「インターネット閲覧時のスマートフォン利用の増加」、スマートフォンの急増ですとか携帯電話の減少といったものをグラフとしてお示ししてございます。

7 ページで、(4) が「消費者向け電子商取引の増加」、こちらは平成 27 年度の数字が出ましたので、平成 27 年の数字を追加いたしたところでございます。

(5) が「在留外国人の増加」、人口に占める外国人の割合、人数ともに増加している状況をお示ししてございます。

8 ページからが「消費者の意識」といったところで、平成 28 年 3 月に都内在住 20 歳以上の男女 3,000 人を対象に行いました意識調査を掲載しているところでございます。

(1) が「商品購入に関する環境への影響への意識」、(2) が 9 ページになりますが、「消費生活トラブルに遭わないために必要なこと」ですとか、(3) は「東京都に力を入れてほしい取組」、こういったところで悪質事業者の取組の強化などの御要望が多いということに記載しております。

おめくりいただきまして、10 ページからが「消費者教育」についてでございます。こちらも同じ調査でございますが、消費者教育を受けた経験といったところでは約 8 割の方が受けていないという状況、また 20 代、30 代はほかの年代よりは若干受けたという方が多いという現状です。

11 ページは、その方々がどこで教育を受けたかといったところをお調べしたものでございまして、20 代、30 代は小学校、中学校、高校等の学校教育で受けておられまして、60 代、70 代の方は行政が行うような講座・イベント等で学習の機会を得ているという

状況が示されております。

おめぐりいただきまして、12ページがこれらの方々に「消費者教育を行う場として重要だと思うもの」ということでお聞きしたところ、ほぼすべての年代で学校教育、家庭、また高齢の方は地域などの活動という御回答が多くございました。

13ページが「国における消費者行政等の動向」といたしまして「消費者ホットラインの案内開始」、こちらは消費者庁が開設したものでございます。

(2)が「消費者関連法の改正」ということで、このそれぞれの法律で施行が過ぎているものは施行日を記載、または公布のみでまだ未施行の場合には公布日を記載しております、特商法の改正ですとか消費者契約法の改正、また集団訴訟の制度の創設、そういったところを記載したところでございます。

おめぐりいただきまして、14ページが「消費者行政関連会議での検討」ということで、「消費者教育推進会議」や「倫理的消費」調査研究会」といったところの検討の状況、また「その他の法令改正」といたしまして、いろいろ情報提供ですとか相談にも関係が出てきます障害者差別解消法の法律の制定等を記載しております。

簡単でございますが、以上でございます。

○野澤部会長 ただいま事務局から説明がございましたけれども、第1章と第2章に記載されている計画の基本的な考え方や現状に対する基本認識について意見交換したいと思っております。

この第2章については、ごらんのように総会や部会の議論に加えて、現行計画が策定された平成25年以降の統計データとか都及び国の動向などが記述されています。これらの内容や基本認識に関して不足している観点、それから記述内容や表現等について御意見などございましたら、どうぞ御自由に御発言ください。

○洞澤委員 この冊子でいうと、3ページの(2)の「販売購入形態別相談件数」といったあたりのところなのですが、現在、成年年齢の引き下げの問題などが結構具体化しつつある中で、若者に対する教育というのが非常に重要になっているかと思えます。

このデータの見方として、店舗外販売での件数ということなので限られているとは思いますが、20歳未満の部分のデータと、それから20歳代以上のデータを見ると、やはり大きな被害の件数の数字が大きく変わってくるかというふうに見てとれる部分があるかと思うんですね。

ですから、そういったところをちょっと意識した記述、つまり今は成年年齢が20歳な

ので、もしかしたらこういった20歳代以上の被害がふえてきているのかもしれないんだけれども、今後、成年年齢が引き下げになったことによってそういった数値が変わってくる可能性なども意識した形で、何かこのデータの読み方というか、そういったところをちょっと意識していただく記述が必要かなということが1つです。

それから、そういった意識を持った形の記述が第3章以降のところデータとひもづけした形で何か指摘ができたらいいかと思っております。以上です。

○野澤部会長 今の点は、事務局のほうから特にございますか。

○企画調整課長 データを見比べて、工夫させていただきます。

○野澤部会長 そのほか、いかがでしょうか。よろしいですか。

また後でも時間があると思いますので、先に進みたいと思います。

続きまして、第3章から第5章までの審議に移りたいと思います。事務局から説明を受けた上で、政策の柱ごとに審議していきたいと思います。

それでは、説明をお願いいたします。

○企画調整課長 それでは、第3章以降の御説明をさせていただきます。

15ページの「計画の体系」をお開きください。第3章でございます。この第3章では、計画に貫く「3つの視点」と「政策の柱」、5つの柱を記載しておりまして、第4章で政策の柱についての詳しい記載、第5章で政策の柱についての詳しい記載をしているところでございます。

「3つの視点」につきましては、総会で御説明したところから多少文言を精査いたしまして簡潔にいたしました。

視点1が、「主体的な消費行動への変革の促進」。

視点2が、「情報通信技術の進化やグローバル社会への対応」。

視点3が、「様々な主体とのつながりと連携の強化」でございます。

この3つの視点は、以下の「政策の柱」を施策として進めていく上で、常に意識しながらそれぞれの施策や取組を構築し進めていくというものでございます。

16ページをお開きください。まず、「3つの視点」でございます。

ここでは、1番目が「主体的な消費行動への変革の促進」といたしまして、消費者被害や商品・サービスに起因する事故等を防止するため、消費者みずからがトラブルに遭わない行動を選択できるように促すということが重要であるといった点。また、持続可能な社会の実現のために、消費者の日々の消費行動が地球環境に配慮したものとなるよう、行政

としての積極的な働きかけの必要性を記述しております。

これらを前提といたしまして、都はこれまでも取り組んできた不適正な取引行為の是正や消費生活相談による救済などの取組を強化することはもとより、消費者が主体的にこの消費行動の変革を促していく必要があるといったところを記述しております。

2番目の「情報通信技術の進化やグローバル社会への対応」では、情報通信技術の進化に伴いコミュニケーションや商取引の方法にも変化がもたらされると考えられ、これに伴い、新たなトラブルが発生することも想定されるということで、このような進化による経済社会の変化に消費生活行政としての的確に対応していく必要があるという視点でございます。

3の「様々な主体とのつながりと連携の強化」でございますが、こちらは高齢者を見守る地域やその行政等のつながり、また商品・サービスを提供する消費者と事業者の連携協力関係、または健全な取引を促すための事業者団体との連携、消費生活行政以外の分野の施策との連携など、つながりと連携を意識して施策を推進していく必要があるということでございます。

「第5章 政策の柱」につきましては、部会でそれぞれ政策1から5まで御検討いただいた内容をもとに記述をしているところでございます。

まず、1番目の「消費者被害の未然防止と拡大防止」では、(1)で「被害防止のための注意喚起・情報発信」といたしまして、消費者被害を防止するには行政による不適正取引を行う事業者の指導・処分のほか、消費者みずからも消費者被害に遭わないよう行動していく必要があるということで、都は迅速・適切な注意喚起を行っていく必要があるとしております。

これまでもさまざまな取組を行ってきたところでございますけれども、やはり年代によって被害に遭う悪質商法も異なりますし、商品等に起因する事故の状況も異なっているという現状がございますので、対象となる消費者に応じた意識啓発や注意喚起などを効果的に行うことによって、消費者みずからが消費者トラブルに遭わない行動を選択できるよう促していかなければならないとしております。

また、今後、中長期的に滞在する外国人に対しましても、外国語での情報提供の充実を図っていく必要があるということをお述べております。

「具体的な施策の例」といたしましては、ホームページ、東京くらしWEBにおいて外国語での情報提供の充実ですとか、動画等を活用した消費者にわかりやすい情報発信等が

挙げられております。

(2)の「高齢者等の消費者被害を防止する見守りネットワーク」につきましては、第23次の審議会で御審議いただいた内容の考え方をもとに記述しております。

次のページをご覧ください。その際の審議会でも御指摘がありましたけれども、現状では効果的で継続的な取組ができていないという区市町村は少ないということで、都は区市町村における高齢者の消費者被害を防止する見守りネットワークの構築を促進していく必要があるということも記述しております。

政策の2の「不適正な取引行為等の排除と健全な市場の形成」では、「(1) 不適正な取引行為等の排除」といたしまして、特商法、消費生活条例、景品表示法の指導・処分等の実績、都民からの通報等の実績を掲げております。

また、19ページの表の下に記載になりますけれども、近年はいろいろ行政処分を逃れようとする事業者が増加してきている状況、また国においては今般の特商法の改正等により権限強化がなされた状況を記載しまして、このような状況を踏まえつつ、情報通信技術を生かした早期に不適正な芽を発見できる調査手法の検討ですとか法執行体制の確保など、事業者の取り締まりを強化する取組を行う必要があるとしております。

また、今後も社会経済状況の変化によって新たな手口が出てくることが予想されるため、法執行の現場の視点から国への法令改正の働きかけですとか、条例改正の検討を行っていくべきであるということも記述しております。

(2)の「健全な市場の形成」でございます。20ページでございますが、こちらはコンプライアンス意識の醸成ということになります。これまでもコンプライアンスに関しまして講習会等を行っております。今後も事業者団体等と連携し、表示の適正化のための業界団体の自主基準の策定や、事業者のニーズに応じて機動的に意識啓発が図れる取組を検討するなど、事業者や事業者団体等の支援を進めていく必要があるとしております。

3の「消費生活の安全・安心の確保」では、商品・サービスの使用・利用から生じる危害・危険についての記載でございます。これまでも調査・分析を行い、国、業界団体、関係機関等に改善提案や要望を行うなどしてまいりまして、法規制や規格化の改善につながったということも記述しております。

これに加えて、これら過去に取り組んだテーマについて、その後の動きですとか消費者の意識の把握など、事故防止に向けた継続的な取組を今後も進めていく必要があるとしております。

21ページの表の下になりますけれども、今後も事業者等との連携によりまして安全な商品の普及を図るということも重要であるということを示した上で、まだ安全に配慮した商品の選択肢が十分にそろっているとは言えないということで、消費者が安全な商品を選択しやすくするために安全に配慮した商品の普及について取組を進めていく必要があるとしております。

「(2) 安心して商品・サービスを選択できる取組の推進」ということで、消費者が安心して選択するというような点では、その商品やサービスに関する情報提供が不可欠であるとし、これまでも介護サービスや高齢者向け民間賃貸住宅に関する情報提供などを行ってきたということを実績に、それぞれの選択の目安となる情報提供など、安心して選択するための取組を引き続き進めていく必要があるとしております。

(3) が「震災時等における消費生活の安心確保」ということで、今後の首都直下地震等が予測されている状況を踏まえ、災害時におきましても必要な応急生活物資を確保する取組を進めていかなければならないとした上で、これまでも事業者団体と協定を締結し、災害時に備える取組を行ってきたということがございますので、こういった協定を締結した関係機関と連携して、引き続き災害等に備える取組を進めていく必要があるとしております。

4が「消費者教育の推進と持続可能な消費の普及」でございますが、(1)の「消費者教育の推進」におきましては、これまでも消費者教育推進計画に基づきましてライフステージに応じた消費者教育の取組を推進してきております。引き続き、多様な主体との連携を強化して進めていくという点。また消費者教育の教材につきましてもいろいろ評価をできる取組も進めているといったところがございますが、作成した教材のさらなる活用促進を図るといふ点と、新たな教材の作成とあわせまして、作成した教材を長く有効活用できるような取組を進めていく必要があるという提言でございます。

また、地域で消費者教育を進めていくためには消費者教育推進地域協議会の設置というものが重要となっております、まだ4区にとどまっているという現状を踏まえ、これらの地域の体制整備が求められており、都はこれに向けた支援を行っていく必要があるとしております。

また、ここでは現在、国において民法の成人年齢の引き下げについて検討がされているということ踏まえ、動向を注意しつつ、若年層への消費者教育の充実を図っていく必要があるとしております。

23ページの(2)の「持続可能な消費の普及」ということで、これまで「環境にやさしい消費生活行政の推進」など、持続可能な消費の普及と消費者による実践の促進というものを図ってまいりました。近年、「倫理的消費(エシカル消費)」が注目されてきておりまして、この消費者庁の調査研究会の取りまとめでは、倫理的消費とは「社会や環境に対する負担や影響といった社会的費用や世代内、世代間の公正の確保、持続可能性を意識しつつ、社会や環境に配慮した工程・流通で製造された商品・サービスを積極的に選択し、消費後の廃棄についても配慮する消費活動」ということが述べられておりまして、この倫理的消費も持続可能な社会の実現に貢献する消費行動と言えるということで、この「持続可能な消費」はこれまで環境に配慮した消費行動から持続可能な社会の実現に向けた消費行動として概念が拡大してきております。これらを、東京オリンピック・パラリンピックを契機といたしまして普及啓発することで消費者の行動変容を促していく必要があるとしております。

5の「消費者被害の救済の充実」では、(1)が「相談体制の充実」でございます。これまで都は相談受付時間の延長ですとかグループ制の導入、または本年度からのタブレット端末を利用した手話通訳による相談対応の試行実施、こういった取組を進めているという状況を記載しております。また近年、心の病を抱える相談者や買い物依存症などの消費者トラブルを抱える相談者からの相談がふえている実態を含めまして、本年度から精神保健福祉士の資格を持つカウンセラーの配置を行っているということですが、このような相談者への対応については充実強化していく必要があるとしております。

また、今後の外国人の増加に伴いまして、日本語以外の言語による相談も増加することが予想されておりますので、外国語による電話相談対応の充実を検討する必要があるとしております。

また、障害者につきましては障害者差別解消法の趣旨を踏まえまして、障害をお持ちの方の相談のニーズ等を把握する必要があるとしております。

(2)が「被害回復の充実」ということで、こちらも前回、第23次の審議会で答申をいただいた部分でございますが、集団訴訟の制度が本年10月に施行されたということ踏まえまして、集団的消費者被害回復訴訟制度が円滑に機能していくため、情報面、財政面での支援を実施していくなど、さまざまな手段を通じて消費者の被害を回復していく必要があるとしております。以上でございます。

○野澤部会長 ありがとうございます。

第5章の「政策の柱」については、一つ一つの柱ごとに意見交換をしていくこととなりますが、その前に15ページの第3章の「計画の体系」、それから16ページの第4章の「3つの視点」についての御意見をいただければと思います。この「計画の体系」については、各政策の柱をそれぞれ2つから3つに分けて整理しています。また、「3つの視点」については第1回の総会で示されたものと若干表現が変わっているようです。

「政策の柱」の内容については後ほどの議論といたしますが、「計画の体系」の立て方や「3つの視点」の表現など、何か御意見がございましたら発言をお願いいたします。

○丸山委員 16ページの第4章の「3つの視点」の2番で情報通信技術の進化ということが打ち出されていて、その中ではスマートフォンの普及という具体的な言葉も出ています。これに関しては、第2章での調査でもそういったデータが載せられていたのですが、一方で17ページ以降の第5章の「政策の柱」では情報通信技術の進化に伴った問題というのが「具体的な施策の例」も含めて特に指摘されているようではないので、「3つの視点」に基づいて「政策の柱」を立てているということであれば、その「政策の柱」のどこかに情報通信技術の進化に関するような言葉を明確化したほうがよいのではないかという印象を持ちました。以上です。

○野澤部会長 この点はいかがでしょう。

○企画調整課長 被害の状況ですとか、第5章の中でその実態を踏まえるというニュアンスで入れたほうが良いということですか。

○丸山委員 具体的にどういう入れ方が最もよいかわからないのですが、例えば16ページにスマートフォンの普及という言葉があって、もう一カ所、少し前に戻ってしまうのですが、第2章の6ページにインターネット閲覧時にスマートフォン利用が増加しているという言葉があったのですが、一方でスマートフォンの利用が伸びていることに対する問題がどこにあるのかが明確ではないような印象があります。

スマートフォンには限らないのですが、電子商取引の増加であるとか情報通信技術の進化ということが「政策の柱」と何か関係があるのであれば、例えば悪質商法が起きる背景にはインターネットの普及があるであるとか、あるいはスマートフォンが普及していることによって情報量が限られた中で取引をしなくてはいけないから、より一層消費者教育が重要であるとか、切り口はどうなるか、何度もあれなんですけれども、何か具体的な文言と関係があるほうがよいような気がしています。

少なくとも「3つの視点」、16ページに書いてある1、2、3のその他のキーワードと

というのは、グローバル社会であるとか、主体的な消費行動というのは17ページ以降の「政策の柱」と割と明確につながりがあるような気がするのですが、情報通信技術の進化が具体的な政策とどう関係しているのかがより明確になってもよいような印象を持ったということで、取り扱いはもちろんお任せいたします。

○企画調整課長 ありがとうございます。そうしましたら、御指摘を踏まえて、スマートフォンの普及に伴って被害が出ている面と、スマートフォンを活用した情報提供など、いい面と両方ありますので、そういったことを考えあわせて追記をさせていただきたいと思えます。

○野澤部会長 19ページには若干、情報通信技術の点が書いてありますから、これだけではなくてもう少しまた加えてという感じになるのでしょうか。

そのほかいかがでしょうか。どうぞ。

○石戸谷委員 どのタイミングで言うのが適当か、わかりかねるところもあるんですけども、今の話とも関連するのでこのタイミングで申し上げます。

お手元にメモを用意してありますけれども、中間まとめがやや総論部分中心というか、抽象的なレベルのまとめなので、今のような具体的施策にひよっとすると入り込んでいるのかもしれない。それがよく見えないで議論しなければいけないということもあるので、そういった問題が出てくるんだと思います。

意見の趣旨としては2つありまして、総論だけではなくて具体的施策ですね。各論のほうもできるだけ盛り込むのが望ましい。そうすることによって全体像がはっきりわかるわけですから、それが1点です。

それから、今後中間まとめが案が取れてまとめになれば意見募集もやると思うんですけども、そのときに具体的施策についても積極的に意見が出るような工夫といいますか、基本計画の策定過程から消費者側、事業者側が参画してくるような方策をとるべきではないか。この2点です。

意味合いですけれども、最初の「○」は「具体的施策の重要性」ということで、もともと基本計画は具体的施策をパッケージしたものだとか、体系化したものでありまして、現行は末尾のほうについていますとおりの政策課題の1から5まで164本で、これは複数の政策課題にまたがっているのがありますので、その重複を除くと116本から体系化されているということになると思います。

しかしながら、今回の中間まとめ案で具体的施策の例となっているのが、最後のページ

にあるような25本くらいでしょうか。政策1から5までということで例が挙げられているということにとどまるので、全体として具体的施策がどういうぐあいに整理されて、新しいのは何がつけ加わってどうなるのかということの全体像がちょっとつかみにくいということがあると思います。

今までの基本計画を検証評価して、目的を遂げたものは整理して、新たな事態に対応するというか、そういうものをつけ加えていくというのが改定だと思いますので、本来的に具体的施策間の相互の関係がどうなっているかがわかったほうがいいというのが1つです。

それから、今回の中間まとめの柱の内容を考えると、わかりやすく具体的施策を出して、それに対して具体的な意見をたくさん出してもらったほうが良いと思うという観点からもそう言えるということが2つ目の「○」です。

例えば、執行力の強化をしますというのは行政だけで完結するテーマではあると思うんですけれども、消費者行動への変革だとか、持続可能な消費だとか、そういうことになってくると、ものすごくたくさんの消費者とか事業者の参画が伴わないと実現不可能なテーマであるので、そういうものを議論する場合はその議論をしている最中というか、そういう計画を立てますというプロセスの段階から参画を求めるという方策が大事ではないかと考えるということです。

これまでの経験上から、国のほうの基本計画との比較の例で説明をしておりますけれども、国の消費者庁消費者委員会が発足したときの第2次基本計画の場合、意見募集を行って75本意見が出ているんですけれども、意見の個数からすると900件となっていて、総論部分が113件、具体的施策に関する部分が787件ということで、具体的施策についての意見のほうが圧倒的に多いんです。

これは当然そうなるので、抽象的に持続可能な消費を目指しますというとならうですかとなるだけなんですけれども、ついでにはその実現のためにこれをやりますとなったら、何だ、それだけでは足りないじゃないかとか、これを入れるべきだという話になって意見がたくさん出てくるという関係なので、そこがないと、そうなんですかという形になってしまうということだと思います。

第2次の後に現在、第3次の消費者基本計画が行われているんですけれども、その改定ときは数が大分減りまして、意見数が53、意見総数が487ということで、絶対数が減っているのですが、それにしても総論99件、各論388件ということで、これも各論についての意見が多いということで、各団体であらゆる問題について取り組んでいますと

いうところはほとんどないんじゃないかと思うので、特定の得意分野だとか専門的な分野に特化して活動しているわけなので、そういう部分について具体的な中身がわかると意見を出しやすいという感じになると思います。

それから、第2次の基本計画と第3次の基本計画で非常に教訓になると思ったので3ページのところに挙げました。第2次の場合と第3次の場合でなぜこういうふうに意見数が大幅に違ったのかということなのですが、第2次の場合は消費者庁消費者委員会ができて、そもそも消費者基本計画というのはどうあるべきかというような議論を積極的に消費者庁のほうでやりまして、各界と意見交換を始めて、まずこうじゃないかというのでスケルトンの案をパブコメにかけているんです。これは、具体的施策というのがそう入っていない。基本的な考え方に対するパブコメをまずやって、それを踏まえて議論をして、具体的施策が入った形の素案というものをつくって、それに対してパブコメに付したということで、意見数が900件という形で、作成プロセスからたくさんの消費者各団体が参画してきて大変盛り上がった。

これに対して、第3次の場合は突然ぼんと素案が出たので、従前の具体的施策の関係がよくわからない。それを見ているうちに期限が過ぎてしまうということで、非常に不評を買ったわけですが、貴重な経験だと思います。

そういうことでありまして、東京都のほうの基本計画を意見募集に出すについても、多分全国的に見て東京のほうほど民間部門にそれぞれの分野で専門的知見を持っている人がそろっているところというのではないと思いますので、非常にもったいないと思うんです。ですので、それを生かして具体的施策を練りますから、どんどん出してくださいというスタンスで中間まとめというものを位置づけるべきではないかということでございます。長くなりまして、済みません。

○野澤部会長 事務局のほうから、いかがですか。

○企画調整課長 この計画改定に当たりましてのプロセスを御説明させていただきながら、今の石戸谷先生の御指摘にお答えしたいと思います。

現在の審議会でも御議論いただいております基本計画、教育推進計画の改定についてというのは、今後の改定に当たっての基本的な考え方を、御議論いただいているものでございまして、その「具体的な施策の例」も例えばということで記載をしているものです。何も具体的な施策がないと、何をやるのかわかりにくいということで、「具体的な施策の例」ということで何点か代表的なものを記述しているところでございます。

今後答申として知事にいただいた後は、事務局は生活文化局ですけれども、消費生活行政に関わる施策は、庁内でも環境局ですとか福祉保健局とか、全庁的に取り組むべきものでございますので、この答申をもとに全庁的な消費生活行政の推進会議というものを開きまして、そこでこういう答申が出たので各局で取り組むべき内容というものを検討することになります。

それは29年度になりますが、29年度中に計画を各局調整等を含めて策定いたしまして、その案を素案の段階で行政計画としてパブリックコメントを行う予定にしております。そのときは、具体的に何をやるということをお示しできますので、それをもとにパブリックコメントをいただきまして、最終的な消費生活基本計画、消費者教育推進計画ということになります。

現在は、その基本的な考え方に対するパブリックコメント、2段階として計画に対するパブリックコメントをいただきまして、政策決定過程をお示しし、都民の皆様の御意見をいただきながら策定していく予定にしております。

○野澤部会長 石戸谷委員、いかがですか。

○石戸谷委員 そういうことかと思えますけれども、できるだけ早い段階で具体的な意見をということで、国の場合も似たようなことをやっているわけです。消費者庁が各省庁の担当部局と折衝しながらつくり上げるのですけれども、そのときにこういう意見がたくさん出ていますというのを受けて折衝するということが実現する推進力になるという意味合いで、最後はかなり固まってきた中でパブコメにかけても、そこから大幅にまたというのはなかなか難しいんじゃないか。そういうことも含めてです。

○野澤部会長 大変貴重な意見ではありますが、基本指針を今回は提示するということが主になっていて、具体的な施策はまた先の話ということに多分なって、そのときにいろいろ議論をしていくという感じになっていくのでしょうか。どうもありがとうございます。

では、どうぞ。

○消費生活部長 確かに、具体的施策があったほうがこの中の議論もしやすいというのはよくわかります。

現状ここに書いてある具体的な施策も課長が言いましたようにあくまでも例でございまして、今の段階で答申案に出ているものは少ないかと思えますけれども、計画改定作業の折には、広く都民の皆様にも議論していただきたいと思っております。

○野澤部会長 ありがとうございます。

ほかにございますか。どうぞ。

○柿野委員 全体にかかわることなのかもしれないのですが、先ほど御説明があった第2章の「消費生活の現状に関する基本認識」の5番目になりますでしょうか。「国における消費者行政等の動向」で、国の動向が踏まえられているのですが、本来、持続可能な消費というような問題であったり、オリンピック・パラリンピックの開催というようなことを考えていったときに、国際的な動向も踏まえた上でこの計画が策定されているんだという位置づけが重要ではないかという感じがいたしました。

その意味で今、申し上げた13ページ、14ページの5番目ところで、例えば国で倫理的消費調査研究会が開催されたので東京都で開催するというよりは、むしろ国連のレベルで2030年に向けた持続可能な開発目標（SDGs）が示されていて、その中で12番目に「つくる責任、つかう責任」（RESPONSIBLE CONSUMPTION AND PRODUCTION）という項目もあるわけです。東京都は、世界的な動向を踏まえて事業を推進していくというように、大きな枠組みの中で考え方を示すほうがいいのではないかと思います。

それから、今の話に関連することなのですからけれども、16ページ「第4章 3つの視点」に「1 主体的な消費行動への変革の促進」という部分がございます。まさに今、申し上げた内容でありますけれども、政府に持続可能な開発目標（SDGs）推進本部が設置されていて、ちょうど昨日、10月18日に政府のほうから実施方針（骨子）が示されており、パブリックコメントにかけられたところです。そこでは地方自治体のさまざまな計画の中でこういったものを位置づけながら考えていくようにということもございますので、位置づけをはっきりさせるということが重要だと思います。

それから、16ページの1の文書の中でも上から4行目でしょうか。「持続可能な社会の実現のため、消費者の日々の消費行動が地球環境に配慮したものになるように積極的に働きかけていく」という文章があります。地球環境というのはもちろん重要な観点でありますけれども、後ろの持続可能な消費の説明にいきますと、人や社会というような配慮すべき対象が広がってきているというような観点も、やはりこの段階で「3つの視点」の中でしっかりと見据えて計画をつくるようにしたほうがいいと思いました。以上です。

○野澤部会長 どうぞ。

○末吉委員 私も柿野委員のおっしゃっているSDGsの話はまさに私も申し上げようと思っていたので賛成です。

あとはもう一つ、15ページの政策4の（2）で「持続可能な消費の普及」という言葉

が使われておりますけれども、例えばこちらは思い切って「倫理的消費の普及」と名付けてみるのはいかがでしょうか。消費者庁も「倫理的消費」と言っております。倫理的消費というのは今まで使われてきた「社会貢献的な消費」と「持続可能な消費」という、その2つも全て包括した大きな概念ですので、もし可能であれば「持続可能な消費」というよりは、「倫理的な消費の普及」ですとか、「倫理的消費の普及」と言葉を置きかえるほうがいいのではないのでしょうか。先ほど柿野委員もおっしゃったように、「倫理的消費」を使うことで、人、社会、地域、自然環境に配慮したという意味になり、大きな視点で捉えることができるのではないかと思います。

さきほども述べましたが、消費者庁のほうも倫理的という言葉で進めておりますので、東京都としても連動してそのような言葉を使っていくのが適切なのではないかと思います。

○野澤部会長 何か事務局のほうからはございますか。

○企画調整課長 ありがとうございます。柿野委員からいろいろ御指摘のあったSDGsの話は部会でもいろいろお示しした点がありますので、そういった観点をこちらのほうに追記していくようにしたいと思います。

倫理的消費に関しましては先生方の御意見をいただきたいところなのですが、事務局といたしまして、この持続可能な消費という記載にしたという意味合いでございますが、現在オリンピック・パラリンピックのほうで「持続可能な調達」という言い方をしております。オリンピックは、今はB to Bの話なのですが、持続可能な調達が進んでいきますと、今度はそれが消費者にかかわるところになっていくという意味で持続可能な消費という形に今は考えております。それで、その調達と消費が循環することによって社会がうまく回っていくというような概念で記載をしていたものでございます。

また、これまでの消費者教育推進法でも、持続可能な社会の形成ですとか、私どもの条例の中もそういうようなニュアンスのものが入っていましたので持続可能な消費という表現にしておりますが、ただ、審議会の先生方の御議論の中でそういう御意見があればまた検討したいと思っております。

○野澤部会長 これは、実際の内容の中では倫理的消費という言葉でかなり説明も詳しくなっていると思いますが、タイトルの点でどうするかという問題はありますけれども、これまで持続可能なということを古くからといっても、そんなにうんと古いわけではないのですが、使っていたということもありますから、とりあえずこのままにしておいて、中身

で説明ということによろしいですか。

○柿野委員 そのときに、やはり今までの環境の問題だけでなく、広い視点で問題を捉えているんだという点を強調するべきだと思います。消費者教育の推進に関する法律の中でも「消費者市民社会」という言葉を使って、公正で持続可能な社会の形成に積極的に参画するということを目指しているわけで、持続可能な社会ということに「公正で」という言葉がついているわけですね。そのあたりを落とすことなく、適確に伝えられるような配慮をお願いしたいと思っています。

○野澤部会長 その点は御検討いただくということによろしく申し上げます。貴重な意見をどうもありがとうございます。そのほか、いかがでしょうか。

とりあえず第3章、第4章についてはこの程度によろしいですか。また後で個々の政策課題との関係でいろいろ御議論があると思います。

それでは、次に政策1の「消費者被害の未然防止と拡大防止」について、こちらは「被害防止のための注意喚起・情報発信」と、それから「高齢者等の消費者被害を防止する見守りネットワーク」の2つに分けて整理されています。

政策1について、何か御意見はいかがでしょう。17ページからということ。この辺はよろしいですか。とりあえず部会でもかなり議論したところでございますので。

それでは、次に政策2のほうですね。18ページになりますが、「不適正な取引行為等の排除と健全な市場の形成」です。政策には、処分の指導などの実績を加えて整理されています。何か御意見はいかがでしょう。

特にございませぬようでしたら、少し先にいきます。次は、「政策の柱」の順番でいきますと政策3ということになるわけでございますけれども、本日、途中退席される委員の方がいらっしゃいますので、それとの関係で順番が若干前後しますが、政策4のほうを先に取り上げたいと思います。

先日の部会では「消費者教育の推進」と、それから「持続可能な商品の普及」に分けて審議されたと聞いております。本日も、同様に2つに分けて議論していきたいと思っております。

政策4の「消費者教育の推進」については、都の実施する消費者教育の取組や区市町村の体制整備への支援についてまとめられていますが、この点について御意見は何かございますでしょうか。

これは、最初のころ洞澤委員が言われた成人年齢の引き下げについて22ページのところで記述がございしますが、この点を膨らますということでもよろしいかもしれませんね。

○洞澤委員 はい。

○野澤部会長 前の部分は現状のところですから、現状は現状として今後こういう点が問題になっていくんだということで、ちょっとこの22ページを膨らませていただくということをお願いします。

そのほか、何かどうでしょうか。どうぞ。

○後藤会長 今の成年年齢の引き下げのところ、消費者教育の充実という22ページの記述に確かにそれに対応することが書いてあって、そしてそれを膨らませるという方向には賛成なんですけれども、ほかのところに対応策が出てきていないということで、私も洞澤委員の意見を聞いて確かにそうだと思います、被害の防止とか、あるいは救済という方面でも書き加えることが必要という感じを持ちまして、ちょっと意見を述べさせていただきました。

○野澤部会長 どうもありがとうございます。ほかの、例えば1のところでしょうか。政策の柱の1とか2のあたりでも、ちょっと言及があってもよろしいかという意見ですが、この点も事務局のほうでまた御検討いただければと思います。どうもありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。どうぞ。

○越山部会長 協議会の方では十分検討はしましたが、先ほど丸山委員からもお話があった部分というのはやはりちょっと気になります。新しい通信技術に伴う電子商取引に対して、若い20代の方が非常にトラブルに遭っているというような統計データもありますので、新しい通信技術の発展に伴う消費者トラブルを防止するという部分をあえて入れるとすると、この「消費者教育の推進」の中の「具体的な施策の例」あたりに入れざるを得ないのかなと思います。

重要な御指摘でもあり、先にありました「3つの視点」で明らかにもなりました。現状は5年前の状況とも大分変わってきていると思いますし、さらに電子商取引の進歩はどんどん進んでいくと思いますので、そういう意味では成人年齢の引き下げだけではなくて、具体的な施策のようなところにも新しい通信技術の発展に伴う契約トラブルの防止に対する若年層への施策のようなものがあってもおかしくないと思います。入れるとするとこのあたりだと思います。お考えいただければ幸いです。以上です。

○野澤部会長 ありがとうございます。貴重な御意見ですので、ぜひこの点も御検討いただければと思います。

では、どうぞ。

○柿野委員 12ページの調査結果では、「消費者教育を行う場として重要だと思うもの」という質問で、ほとんどの年代の都民が小中学校、高等学校という学校の重要性を指摘している現状があったかと思います。

一方、22ページの今、議論している内容を見ておきますと、学校での消費者教育の充実に関する書きぶりが、学校という言葉があるかないかというぐらいで見受けられないので、ぜひ積極的に学校における消費者教育を取り上げていただきたいと思います。特に今、成年年齢の引き下げの問題について、例えば高等学校または中学校の中で充実していくという方向性も重要ですし、この後議論される持続可能な消費という内容についても、やはり学校の中でオリンピック・パラリンピックの教育などを行っている中でそこと連携してやっていくとか、何かもう少し希望の持てる内容になっているとうれしいと思いました。以上です。

○野澤部会長 この点も22ページで教育との関連で若干触れてありますけれども、もう少しここもまた学校教育との関連で膨らませるという感じで御検討いただければと思います。ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。どうぞ。

○洞澤委員 これは16ページの「3つの視点」の記載にかかわることなのかもしれませんが、「主体的な消費行動への変革の促進」というところで、ここにもやはり都が積極的に消費者教育を推進していき、主体的な消費行動への変革を促進していくんだというような表現を明確に入れたほうがいいのかと思っております。

消費者教育等は相当いろいろな形で推進されている現状があると思うんですけれども、消費者教育と言っても、最低限の消費者被害の救済、あるいは予防というような部分にとどまらないで、消費者としての能力の向上であったり、あるいは「社会の一員」としての消費者としてあるべき責任みたいなものにまで及んだ教育が提供されているかどうかという分析はなされていないと思うんです。ですので、現在提供しているプログラムを改めて見直すことによって、今後求められる「主体的な消費行動への変革の促進」というところにマッチした教育を今後提供していけるような形で、基本的な考え方も明示していただけるといいかと思いました。以上です。

○野澤部会長 そうしますと、16ページの1の最後のほうでしょうか。

○洞澤委員 そうですね。視点の部分なのでそんなに多く記述する必要はないかもしれな

いんですけれども、「都は」と書いてあるあたりに、教育を促進していくというような形のことを明記していただいて、それで22ページ以降の「消費者教育の推進」と「持続可能な消費の普及」のいずれかの項目のところで今、申し上げたような現状の認識を踏まえて、今後、都としてこういった形の教育をより推進していく必要があるのかといった視点も入れていただくといいかと思いました。

○野澤部会長 この点も事務局のほうで御検討いただきたいと思いますが、16ページの「都は」のところは既に4行くらいと1つの文が長くなってしまっていて、ここにさらに加えるとさらに長くなってしまいますので、修文も含めて御検討いただければと思います。

どうもありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。では、どうぞ。

○小林委員 今の教育のところについて、学校や家庭での教育の重要性というのは多分にあると思うのですが、消費というのは一生の問題ですので、職場の役割も重要だと思います。「具体的な施策の例」のところになるかどうかかわからないのですが、例えば従業員教育など、職場との連携という話が出てきてもいいのかなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思っております。以上です。

○野澤部会長 どうもありがとうございます。20ページで、若干コンプライアンスの意識の向上というところでは触れられているところかと思いますが、その辺もまた御検討いただければと思います。

あとはいかがでしょうか。どうぞ。

○阿部委員 同様の意見になるんですけれども、消費者教育のところには今、言ったように人生全体のライフスタイルの中で高齢者の教育というか、そういったところは4章の4番と、あとは見守りというところに入っているとは思いますが、これも一文加えていただけたら、やはりそれも一つの消費者教育の中ではないかということをおもったところでございます。

○野澤部会長 どうもありがとうございます。またこの辺も後で御検討いただければと思います。

貴重な意見がたくさん出まして大変ありがたいと思いますが、そのほかいかがでしょうか。

では、続いて、同じ「消費者教育の推進と持続可能な消費の普及」のところの23ページの(2)のところですが、やはり「持続可能な消費の普及」について検討したいと思いま

す。この持続可能な消費については、持続可能な開発の概念が示されて以降の取組から倫理的消費、エシカル消費までの動きを踏まえて整理されていますけれども、この点は何か御意見いかがでしょうか。

末吉委員から何かございますか。

○末吉委員 私が事前にいただいたメールに添付されていたものと、この「具体的な施策の例」の中に地産地消の促進というのが入っていたんですけども、今日いただいたものと抜け落ちているのですが、これは何か理由がありますでしょうか。

○企画調整課長 現在この「具体的な施策の例」に記述してあるのは、庁内のいずれかの部署でこの30年以降実施する予定である事業を例示として挙げていたものなのですけれども、地産地消に関しましてはまだ当該局と調整中ございまして、地産地消の目的が地域振興とか、そちらのほうの主になっていて、その地域振興も大きくは持続可能な消費の普及につながるというようなことでこれから調整をしていく状況ですので、まだちょっと不確定なものですから今回の正式な資料からは外したという状況でございます。

○末吉委員 ありがとうございます。この持続可能な消費、倫理的消費の中で最も大事なところは、やはり人や社会に対して配慮されたというところであります。今まで話の中では高齢者のことはたくさん出てきているんですけども、障害者についてはほとんど挙げておりません。ぜひこの「持続可能な消費の普及」の中に障害者の視点も盛り込んでいただけたらありがたいと思います。

この(2)の最後の段落の「持続可能な消費は」というところに「これまでの環境に配慮した消費行動から、持続可能な社会の実現に向けた消費行動として」と書いてありますけれども、ここにも言葉として例えば「社会問題の双方に配慮し」と入れるのはいかがでしょうか。今までの「持続可能な消費」と違うところは社会的な問題にも働きかけていくということですので、何かそのような言葉ももう一つだけ足していただけたらと思います。以上です。

○野澤部会長 その場合、社会問題とか社会的問題だとちょっと広いような感じがしますが、何かもうちょっと説明を加えるとどんな感じですか。

○末吉委員 例えば障害者もそうなんですけれども、今まで出てこなかった話で何ですが、今、動物福祉という観点も注目されています。人だけではなく動物に配慮した福祉の確保が求められているということが倫理的消費の中でさかんに言われ始めておりますので、そういう視点なども盛り込められたらと思います。

○野澤部会長 何か具体的な内容も含めながら、ちょっと言葉を加えてという感じですか。

○末吉委員 そうですね。

○野澤部会長 わかりました。では、またこの点も御検討をよろしく申し上げます。いろいろ検討課題がふえてたくさん盛り込むということで、全体を見ながら検討していきたいと思いますが、そのほかいかがでしょうか。

よろしければ、次は政策3です。1つ前に戻って20ページになりますが、「消費生活の安全・安心の確保」です。こちらは部会で議論した安全対策事業のほか、「安心して商品・サービスを選択できる取組の推進」と、それから「震災時における消費生活の安心の確保」が加えられております。いずれも現行計画の政策課題3の組みかえという感じになろうかと思いますが、政策3全般について何か御意見いかがでしょうか。

では、どうぞ。

○越山部会長 これも消費者教育協議会の範疇で十分検討した部分ではありますが、3番の「商品・サービスの安全の確保」と2番目の「安心して商品・サービスを選択できる取組の推進」、これらは両方とも柱としては間違いなくこれでいいと思いますが、ここに書いてある例が1番目は商品の安全問題に関連する調査がメインになっていて、2番目が商品・サービスと言っても、ここは介護サービスや住宅情報を提供するサービスとなっています。

これは、最初が商品の安全に関連して、2番目のほうがサービスに対する問題として書かれています。ここはあえて商品・サービスという表現のままでもいいとは思いますが、1の調査実績例は商品の安全性に関するだけですが、商品の安全性には幅広く捉えて考えることもできます。その中には、設備等の設置、取り付け、保守・保全のような問題もあり、事故も発生しています。

現実にはそういう部分での事故はありますので、そういう部分を無視するわけではないという意味で多分サービスという言葉が入っているんだと思います。そうだとすると、そこまで何か読み取れるような、幅広く理解していただけるような表現方法であると、非常に進展しやすいような内容になるかという印象を持ちました。コメントだけです。

○野澤部会長 この(1)のほうのサービスですね。何かサービスに配慮した書きぶりということで、よろしく申し上げます。

そのほか、いかがでしょうか。どうぞ。

○洞澤委員 (2)の「安心して商品・サービスを選択できる取組の推進」というところ

なのですが、ここは適切な情報提供がなされるということが非常に重要だという内容かと思うんです。そうしたときに、これは20ページ一番上の(2)の「健全な市場の形成」のところにも既に言及されているところではあるのですが、やはり都として事業者の方が消費者に対して適切な表示広告を提供することによって、消費者に情報が的確に届くように配慮するというのが、ここに一文何か言及されるというか、ひもづけされるような記載があったらいいかと思うのと、そういった情報を的確に受けとめてそれを活用していけるように、消費者の教育も充実させていくといったような視点も必要かと思います。

○野澤部会長 21ページの(2)のところは、情報提供については3回、「情報提供」という言葉を使って書かれていて、詳しいのかどうかは別として割と触れてはいるのですが、もっとここを詳しくという感じでしょうか。具体的にという感じですか。

○洞澤委員 そうですね。書いてはあと思うんですけども、都が情報提供していくということも重要かと思うのですが、都が例えば事業者のコンプライアンス意識の醸成を推進していくといったような形で、事業者から適切な情報提供がなされるような形をとっていければいいんじゃないかということと、もちろん不適正な表示に対しては都が適切に取り締まりをしていくということも、「安心して商品・サービスを選択できる取組の推進」とひもづけられているかという気もするので、そういったことも意識した視点の追記が必要かと思いました。

○野澤部会長 この点はいかがですか。

○企画調整課長 この部分に関しましては先生が御指摘のとおり、現行計画におきましても、例えば、家庭用品の適正表示の推進など、情報提供とともにいろいろ法規制などに基づいて事業者への働きかける内容も含まれておりますので、そのニュアンスを含めた書きぶりに修文したいと思います。

○野澤部会長 お願いいたします。

そのほか、いかがでしょうか。

特にないようでしたら、最後になりますけれども、政策5、23ページのところで「消費者被害の救済の充実」について検討したいと思います。

ここでは「相談体制の充実」と、それから「被害回復の充実」という2つに分けて整理されていますけれども、この政策5について何か御意見いかがでしょうか。

○越山部会長 私ばかりですいません。この「相談体制の充実」というところは消費者相談の窓口の充実を図る部分だと思いますが、24ページの2つ目のパラのところ、外国

話による電話相談の充実の検討ということがあります。

これは、新たなシステムとして取り入れるという観点も確かに重要と思います。そういうアナウンスをして中国語はこの番号で何時から何時までですか、フランス語はこの番号で何時から何時までですかというようなことを伝えながら、充実したものにしていこうとしている意味で多分お書きになられているかと思いますが、現状としては、消費生活相談員の方というのは優秀な方が非常に多くて、バイリンガルの方も結構おられるように思っています。

都内に在住する方が多いので、広告などが何が書いてあるか、またそれを誰に聞けばいいのかという相談のニーズは結構あると思われれます。そのため、現状の相談員の採用においても積極的にバイリンガルな方を受け入れるというようなところから入っていてもおかしくないのかなと思ったりしております。

ここは新しいシステム構築の話だと思いますが、すぐにとということであればそういうような人材活用というような視点があってもおかしくないかと思えます。

ここは直せと言っているわけではありませんが、当面そういうようなことも考えられますねというコメントです。

○野澤部会長 ありがとうございます。そのほかいかがでしょうか。

では、私が若干気になったのは、23ページの下から3行目、区市町村の消費生活相談窓口支援ということです。これ自体もちろん重要なんですけども、区市町村というのはそもそも消費生活相談体制というのか、そういうところが根本的に余り整っていないところもあって、単に窓口だけの話ではなくて、その背景とか、もうちょっと大きい体制自体の支援というのは難しいでしょうか。

○企画調整課長 現状では消費者庁の地方消費者行政活性化交付金という制度がありまして、現状より相談体制の充実などを目的に、相談員であればレベルアップですとか相談時間の拡大等の取組には交付金が適用できるようになっております。ですので、そういったところは区市町村の御要望があれば優先して活用できるような取組など、なるべく区市町村を主体とした交付金の使い方ということでしておりますので、区市町村の御要望にはお応えしております。けれども、先生の御指摘のとおり、体制の弱いところはお金の問題ではなく、やはりお金があっても人がいないとか、いろいろな事情がありまして、そこはそれぞれの首長さんの方針ということになりますので、その周辺支援はできるんですけども、やはり東京都と同列の自治体なので、やれということとはなかなか難しい状況です。

○野澤部会長 わかりました。そのほかいかがでしょうか。

まだお時間もありますので、よろしかったら全体を通して何かここは言い忘れてしまったとか、言い足りなかったとか、そういうところがあれば御自由にお願いします。

石戸谷さん、何かありそうですね。

○石戸谷委員 個別的な話ですが、情報通信の問題だとか電子化の話が出てきているので、13ページの関連法のところで、そうであるとする電気通信事業法の改正と資金決済法の改正、電子マネーと仮想通貨で、仮想通貨は現状ではあれですけども、5年間というところどう変貌しているかわからないし、少なくとも電子マネーの手当てはしているので資金決済法は入れておいたほうがいいかと思います。

きのう、割販法の改正も閣議決定されたみたいなので、このまま通れば決済関係でオリンピックなどはキャッシュレスで拡大していくと思いますので、それも通った段階で入れていただくのがいいんじゃないかという感じはします。

それで、13ページの「国における消費行政等の動向」のところをさっと読んでいたんですけども、今、見てみると、「国における消費行政等の動向」のトップに消費ホットラインというのがあるのですが、現行の基本計画を見ると、事業者優先から消費の立場に立ったものに転換していくために、さまざまな制度とか法改正をという頭書きがあって、都のほうも国に対して改善を働きかけていきますということで、(1)が消費行政の体制強化で、消費者庁消費者委員会の発足みたいな大きいものをどんと持ってきているんですけども、バランス的にホットラインかどうか。だからどうするというのは、ぱっと思いつくわけじゃないんですけども、ふと今、感じたところです。もうちょっと何かあるんじゃないかという感じがします。

○企画調整課長 リード部分を検討いたします。

○野澤部会長 よろしく申し上げます。

そのほか、いかがでしょうか。

○小林委員 該当箇所は5ページぐらいになるのかもしれないのですが、政府で働き方改革の話が出てきておまして、特に消費者を取り巻く環境の変化の面で、女性の社会進出とか女性の活躍推進というのは重要なテーマですので、高齢化だけではなくて女性の活躍推進も踏まえた上で、消費生活も多分変わっていくんじゃないかと思うのです。そのような視点を入れていただいてもいいのかなというのが1点です。

それから、先ほど課長からもお話があったのですが、2020年のオリンピック・パラ

オリンピックを基点として、特に東京から地方創生をという観点を前文などに入れていただいていたかと思われました。以上です。

○野澤部会長 全てが全て、意見が入るわけではありませんけれども、その点も御検討いただければと思います。

そのほか、全体を通して何でも御自由に、こういう点はどうかとか、いかがでしょうか。では、どうぞ。

○柿野委員 「国における消費者行政等の動向」に関連して、現在、学習指導要領の改定の議論がございまして、今年度末までに中央教育審議会からその内容について答申されるスケジュールになっています。

実施は、小学校でオリンピックが開催される平成32年度から全面実施、中学校は平成33年度から全面実施となります。新しい教科として平成34年度から高等学校「公共」が始まるなど、今後の学校における消費者教育を考える上ではやはり無視できない動向かと思えます。その内容についても、記述する必要があるかと思えます。

○野澤部会長 ありがとうございます。「消費者教育の推進」のあたりでしょうか。最新の情報をもし盛り込めればという感じですね。

そのほか、いかがでしょうか。よろしいですか。

特になければ、本当に皆さんきょうはさまざまな御意見をどうもありがとうございました。たくさん御意見いただいて、本当に全て盛り込むと大変ですけれども、これから事務局のほうでまた検討してできるだけ反映していきたいと思っています。

今後、本日いただきました御意見につきましては反映し、そして整理しまして、総会で報告したいと思っています。総会に報告します部会案については、私と消費者教育推進協議会の部会長であります越山部会長に御一任いただければと考えておりますが、いかがでしょうか。

(委員 異議なし)

○野澤部会長 ありがとうございます。

では、本日の御議論の結果を踏まえましてそのように進めさせていただきます。

最後に、事務局から何かありましたらお願いいたします。

○企画調整課長 本当にいろいろな御意見をどうもありがとうございました。今、部会長から御説明がありましたとおり、本日部会で御審議いただいた内容を反映させたものを両部会長と調整させていただきまして、部会の皆様には事前にお送りさせていただきますの

で、その際、御確認をお願いいたします。

中間のまとめ部会案につきましては、11月18日金曜日10時に予定しております第2回総会におきまして部会から御報告いただきまして、総会において御審議いただく予定にしております。

総会で中間のまとめとして御了承いただいた後は、パブリックコメントを予定しております。ここでしかるべき期間、都民の皆様の御意見をいただきまして、その御意見を集約した段階で1月に第5回の検討部会と消費者教育推進協議会の合同部会として開催させていただきます。都民の皆さんの御意見を反映させた答申の案を御審議いただきたいと思っております。

また、その先になります。第3回総会を開催いたしまして、そこで総会でお諮りいたしまして答申としていただく予定になっております。

ですので、重ねての御案内になります。次回は第2回総会ということになりまして、11月18日金曜日、都庁内会議室で開催いたします。開催の御案内は改めてお送りいたしますのでよろしくお願いいたします。

また、資料の御説明ですが、フラットファイルの参考資料につきましては総会では使用いたしませんけれども、答申案を審議する部会までは使用いたしますので、お持ち帰りなされる場合にはお手数ですが、来年1月に開催いたします部会の際にお持ちくださいますようお願いいたします。

事務局からは、以上でございます。

○野澤部会長 それでは、これもちまして本日の合同部会を終了いたします。

御協力どうもありがとうございました。

午後2時55分閉会